

石川県公報

令和4年3月8日

第13488号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1
○保安林の指定の解除予定 (森林管理課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定 (同)	2
○保安林の指定施業要件の変更 (同)	5
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意の認定 (水産課)	9
○県道の区域の変更 (道路整備課)	9
○県道の供用の開始 (同)	9
○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)	9
公 告	
○肥料登録有効期間更新公告 (農業政策課)	10
○県営土地改良事業に係る換地処分公告 (農業基盤課)	10
○土地改良区の役員退任公告 (同)	10
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	11
○入札公告 (教育委員会事務局)	11
選挙管理委員会	
○石川県選挙管理委員会告示第15号の布告	12
○石川県選挙管理委員会告示第16号の布告	13
○石川県知事選挙における選挙会の場所及び日時	13
石川県知事選挙選挙長	
○石川県知事選挙選挙長告示第2号の布告	14
○石川県知事選挙における選挙会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時	14

告 示

石川県告示第76号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和4年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	製作会社・配給会社等名
映画	裸のタイガー エロス狩り	国 沢 組 <オ ー ピ ー 映 画 >
〃	ポゼッサー <原題> POSSESSOR	キ ン グ レ コ ー ド (イ ギ リ ス ・ カ ナ ダ)
〃	熟女快樂 一夜妻	北 沢 組 <新 東 宝 映 画 >
〃	Grand Guinol グラン・ギニョル	M i n y M i x C r e a t i 部
〃	深爪 百合不倫	T H E D I R E C T O R S A L L I A N C E <日 活 >

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和4年3月8日

石川県告示第77号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和4年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 解除予定保安林の所在場所
羽咋市一ノ宮町タ111の1、111の4、111の13
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

石川県告示第78号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
羽咋郡宝達志水町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び宝達志水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
羽咋郡宝達志水町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
羽咋郡宝達志水町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び宝達志水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
羽咋郡宝達志水町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び宝達志水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡宝達志水町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び宝達志水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡宝達志水町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

羽咋郡宝達志水町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び宝達志水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡志賀町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び志賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡志賀町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び志賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡志賀町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び志賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡志賀町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び志賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡志賀町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び志賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡志賀町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び志賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第79号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

金沢市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

金沢市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

金沢市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

金沢市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

金沢市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

金沢市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

金沢市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

かほく市八野外九字入会壺式1の3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及びかほく市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
かほく市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及びかほく市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
かほく市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及びかほく市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
かほく市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及びかほく市役所に備え

置いて縦覧に供する。)

石川県告示第80号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和4年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

内浦

石川県告示第81号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和4年3月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和4年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
金沢美川小松線	下記区間を道路区域に編入する。			南加賀土木総合事務所維持管理課
	能美郡川北町字橘331番1地先から能美市吉原町9番1地先まで		13.00 ~ 55.55 3,004.5	
輪島浦上線	輪島市鶴入町子30番1地先から輪島市鶴入町子2番1地先まで	旧	4.42 ~ 16.13 221.6	奥能登土木総合事務所維持管理課
		新	12.08 ~ 44.60 205.8	
鶴来美川インター線	白山市水澄町97番1地先から白山市水澄町62番1地先まで	旧	16.89 ~ 35.91 177.8	石川土木総合事務所維持管理課
		新	16.89 ~ 38.33 177.8	

石川県告示第82号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和4年3月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和4年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
田尻祖母浦半浦線	七尾市能登島須曾町ム1番2地先から七尾市能登島佐波町免屋端209番1地先まで	令和4年3月8日	中能登土木総合事務所維持管理課

石川県告示第83号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 県央土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
嘉例谷(1)	津幡町下河合	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
内山五郎丸	津幡町常德	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県県央土木総合事務所河川砂防課及び津幡土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 中能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
角間上野	中能登町石動山	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
三尾	宝達志水町見砂 宝達志水町清水原	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県中能登土木総合事務所河川砂防課及び羽咋土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

肥料登録有効期間更新公告

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和4年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期限
石川県 第208号	副産石灰肥料	天然カキ殻 肥料48	アルカリ分 48.0%	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	北陸産業株式会社 白山市鶴来水戸町 ネ80番地	令和10年 3月7日

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

令和4年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区(工区)名	換地処分年月日
県営ほ場整備事業 (経営体育成型)	下地区	令和4年3月3日

土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

七尾土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	基村 昭一	七尾市藤野町イ部16番地	令和4年1月12日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和4年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字能瀬ウ171番1、171番5から171番9まで、172番1、172番3から172番6まで、農道の無籍地の一部	道路 河北郡津幡町字能瀬ウ171番6、172番6及び農道の無籍地の一部	金沢市八日市二丁目656番地 株式会社アド・ホーム

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

石川県立金沢中央高等学校夜間給食業務委託

(2) 業務内容

仕様書等による。

(3) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、令和3年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて令和4年3月22日(火)までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和4年3月24日(木)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒921-8042 金沢市泉本町6丁目105番地

石川県立金沢中央高等学校 事務室 電話番号 076-243-2166

- (2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和4年3月28日(月)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和4年3月28日(月)午前11時10分 石川県立金沢中央高等学校 会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第15号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和4年3月8日

石川県選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第15号

令和4年3月13日執行の石川県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額を同法第196条の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月24日

石川県選挙管理委員会

30,819,800円

石川県選挙管理委員会告示第16号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和4年3月8日

石川県選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第16号

令和4年3月13日執行の石川県知事選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受ける政党その他の政治団体として、次の政治団体に対して2月24日確認書を交付したので、石川県公職選挙運動実施規則（昭和30年石川県選挙管理委員会規則第1号）第76条第2項において準用する第74条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月24日

石川県選挙管理委員会

1	名 称	憲法を生かす新しい県政をつくる石川県民の会
	事務所所在地	石川県金沢市京町24番14号
	代表者氏名	清水 巍
	支援候補者氏名	飯森 博子
2	名 称	新時代いしかわの会
	事務所所在地	石川県金沢市畝田西1丁目50番地
	代表者氏名	西野 茂
	支援候補者氏名	山野 之義
3	名 称	ふるさと石川をともにつくる会
	事務所所在地	石川県金沢市駅西本町3丁目14番24号 オネストビル302号室
	代表者氏名	和澤 吉治郎
	支援候補者氏名	山田 修路
4	名 称	ワンチーム石川
	事務所所在地	石川県金沢市鞍月5丁目181番地 AUBEビル4階
	代表者氏名	西川 進一
	支援候補者氏名	馳 浩

石川県選挙管理委員会告示第27号

令和4年3月13日執行の石川県知事選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月8日

石川県選挙管理委員会

- 場 所
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁1110会議室（行政庁舎11階）
- 日 時
令和4年3月15日 午後1時

石川県知事選挙選挙長

石川県知事選挙選挙長告示第2号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和4年3月8日

石川県知事選挙

選挙長 坂 井 美 紀 夫

石川県知事選挙選挙長告示第2号

令和4年3月13日執行の石川県知事選挙における候補者として、本日次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第11項の規定により告示する。

令和4年2月24日

石川県知事選挙

選挙長 坂 井 美 紀 夫

届出 受理 番号	届出 の別	候 補 者					推薦届出者		
		氏 名	本 籍	住 所	選挙期日時点 における満年齢	所属政党又 は政治団体	職 業	氏 名	備 考
1	推薦 届出	いいもり ひろこ	石川県	石川県金沢市	62歳	無 所 属	学習教室 経 営	清 水 巍	ほか3名
2	推薦 届出	やまの 山 野 ゆきよし	石川県	石川県金沢市	59歳	無 所 属	無 職	中 農 清 豪	
3	本人 届出	やま 山 田 しゅうじ	石川県	石川県金沢市	67歳	無 所 属	無 職		
4	本人 届出	は せ ひろし 浩	東京都	石川県金沢市	60歳	無 所 属	政党役員		
5	本人 届出	おか 岡 の 野 はる 晴 お 夫	石川県	石川県金沢市	71歳	無 所 属	無 職		

石川県知事選挙選挙長告示第3号

令和4年3月13日執行の石川県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により選挙会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時を、同法第76条において準用する同法第62条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月8日

石川県知事選挙

選挙長 坂 井 美 紀 夫

- 場 所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁 石川県選挙管理委員会室（行政庁舎5階）
- 日 時 令和4年3月11日 午前10時